

国家戦略・プロフェッショナル検定  
「食の6次産業化プロデューサー（食Pro.）」  
レベル認定委員会 設置要領

令和2年4月1日  
一般社団法人 食農共創プロデューサーズ

（趣旨）

第1 国家戦略・プロフェッショナル検定「食の6次産業化プロデューサー（食Pro.）」に係るレベル認定およびプログラム認証等の推進を目的として、「食の6次産業化プロデューサー レベル認定委員会」（以下「レベル認定委員会」という。）を設置する。

（レベル認定委員会の事務）

第2 レベル認定委員会は、次に掲げる事務を行う。

- （1） レベル判定、レベル認定、プログラム認証結果の報告受理
- （2） 審査結果の検証、臨機の面接試験立ち合いによる認定認証内容の監査
- （3） プログラム認証基準、「できる」評価基準の検討、作成
- （4） 認定審査員の任命
- （5） 認定審査員講習プログラムの承認
- （6） 認定審査員講習テキストの承認
- （7） 認定審査員への「できる」判定審査、プログラム認証の付託
- （8） 食の6次産業化プロデューサー（事務局）への「わかる」判定審査の付託
- （9） レベル6 認定審査
- （10） レベル4、5の更新に係る審査、判定
- （11） その他レベル認定に関わること

（委員）

第3 レベル認定委員会は、有識者等により構成する。

2 委員の任期は、原則として1年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第4 レベル認定委員会に委員長を置く。

2 委員長は委員会で協議の上、決定する。

3 委員長は、会務を総理し、レベル認定委員会を代表する。

- 4 委員長は、事故等に備え、あらかじめその職務を代理する者を定めることができる。

(組織・運営)

- 第5 レベル認定委員会は、原則として段位認定および制度検討に係り、年4回開催することとし、委員長が招集する。ただし、委員長と食の6次産業化プロデューサー（事務局）が必要と認めた場合、臨時に委員会を招集できる。
- 2 レベル認定委員会の議事は、多数決によるものとし、賛否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取等)

- 第6 レベル認定委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め意見を聴取するほか、資料の提出を求めることができる。

(レベル認定委員会の公開及び公表)

- 第7 レベル認定委員会は非公開とし、議事は非公表とする。

(庶務)

- 第8 レベル認定委員会の庶務は、食の6次産業化プロデューサー（事務局）において処理する。

(雑則)

- 第9 この要領に定めるもののほか、議事の手続その他必要な事項は、レベル認定委員会が定める。

附 則

- この要領は、決定の日から施行する。